

●人権・行政相談

日 時／8月9日(月)午後1時～4時
場 所／役場第二庁舎 3階会議室
問合せ／総務課 TEL 991-1895

●弁護士による法律相談 (予約が必要です)

日 時／8月17日(火)、27日(金)いずれも午後1時30分～4時
相談予約8月5日(木)から受付
場 所／ふれあいセンター 介護相談室
問合せ／社会福祉協議会 TEL 991-2701

●心配ごと相談

日 時／8月17日(火)午後1時30分～4時
場 所／ふれあいセンター 介護相談室
問合せ／社会福祉協議会 TEL 991-2701

●こころの相談 (予約が必要です)

日 時／8月2日(月)、23日(月)、9月6日(月)
午後1時30分～4時
場 所／保健センター
対 象／不安・不眠・イライラ等でお困りの方
問合せ／保健センター TEL 992-3490

●栄養相談 (予約が必要です)

日 時／8月4日(水)、9月1日(水)
午前9時30分～11時
場 所／保健センター
問合せ／保健センター TEL 992-3170

●健康・育児相談

日 時／8月4日(水)、18日(水)、9月1日(水)
午前9時30分～11時
場 所／保健センター
問合せ／保健センター TEL 992-3170

●教育相談

日 時／月～金曜日(祝日を除く)
午前9時30分～午後4時30分
場 所／教育相談室(適応指導教室内)
問合せ／適応指導教室 TEL 992-2000

小児時間外(初期救急)診療 (午後7時～9時30分)

事前に電話で患者さんの状態を伝えてから受診してください。

| | | |
|--------|---------------|----------|
| 8/3(火) | 岡村医院 | 991-7203 |
| 4(水) | 宮里こどもクリニック | 991-5010 |
| 18(水) | 宮里こどもクリニック | 991-5010 |
| 19(木) | 津田医院 | 993-3111 |
| 23(月) | ねもとレディースクリニック | 991-5216 |
| 9/1(水) | 宮里こどもクリニック | 991-5010 |
| 2(木) | 津田医院 | 993-3111 |

●総人口と世帯(6月末現在)

人口／3万1515人(前月比12人減)、世帯／1万1321世帯
男＝1万5880人、女＝1万5635人

●火災・救急・交通事故(6月分)

火災／2件(13)、救急／67件(483) ※()内は1月からの累計
交通事故／50件(336)、死者／0人(0)

役場の土、日、祝日及び夜間(午後5時15分～翌日午前8時30分)の問合せ／守衛室 TEL 991-1900

広報まつぶし No.495

発行日 平成22年8月1日

編集・発行 総務課 〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地 TEL 991-1898(直通) FAX 991-7681 ※松伏町の市外局番は「048」です。

●就学相談(予約が必要です)

日 時／月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
場 所／役場第二庁舎 2階教育総務課
問合せ／教育総務課 TEL 991-1864

※平成23年度以降入学児の発育や障がい等に関する相談をお受けします。

●税理士による税務相談

日 時／8月2日(月)午後1時～4時
場 所／役場第二庁舎 1階打合せ室1
問合せ／税務課 TEL 991-1833

●消費生活相談

日 時／8月5日(木)、12日(木)、19日(木)、26日(木)、
9月2日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時
場 所／役場第二庁舎 1階打合せ室1
相談方法／来庁又は電話(Tel 991-1854)
予約はお受けしていません。相談中の場合は、お待ちいただくことがあります。
問合せ／環境経済課 TEL 991-1854

●女性相談・育児相談(予約が必要です)

日 時／毎週水・土曜日(祝日を除く)
午後1時～4時
場 所／役場内 相談室
問合せ／企画財政課
TEL 991-1815
TEL 991-1825(水・土曜日のみ)
※DV(夫や恋人による暴力)やお急ぎの場合は、左記の相談日以外も相談をお受けします。

●人権相談

日 時／月曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時
場 所／さいたま地方法務局越谷支局(越谷市東越谷)
問合せ／さいたま地方法務局越谷支局
TEL 048-966-1337

●不動産相談

日 時／8月20日(金) 午前10時～午後3時
場 所／埼玉県宅建協会越谷支部(越谷市役所駐車場隣)
問合せ／埼玉県宅建協会越谷支部 TEL 048-964-7611

●ゆずって ゆずります

まだ使える不用品を有効利用するために、譲りたい方、譲ってほしい方の情報をお待ちしています。

■対象商品／日用雑貨品、家具、家電、玩具、スポーツ用品、レジャー用品などの家庭不用品で、十分使用できるもの

■登録期間／3カ月間(再登録可)

■利用方法／①不用品を譲りたい方、譲ってほしい方は、電話又は環境経済課窓口で登録申請します。②町広報紙に3カ月間掲載します。③不用品の希望者に登録者の連絡先を教え、直接連絡を取り交渉します。(交渉や譲受譲渡は、当事者間の責任において行っていただきます。)④登録者は、交渉の結果を環境経済課に報告します。

■申込み・問合せ／環境経済課 TEL 991-1854

休日当番医(午前9時～正午)

電話でご確認のうえ、受診してください。

| | | | |
|--------|------------|-------|----------|
| 8/1(日) | ふれあい橋クリニック | 脳外・内 | 991-1300 |
| 8(日) | 宮里医院 | 内 | 991-2911 |
| 15(日) | 埼玉野村病院 | 内・外 | 992-0411 |
| 22(日) | 宮里こどもクリニック | 小・内・皮 | 991-5010 |
| 29(日) | 埼玉筑波病院 | 内・外 | 992-3151 |
| 9/5(日) | 岡村医院 | 婦・小・内 | 991-7203 |